

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
								-				
								-				
								-				
								-				

該当なし

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
科学技術館「研究成果等の普及促進事業に関する展示装置等」の維持・管理・運営業務一式	〒351-0198 埼玉県和光市広沢2-1 和光事業所 経理部長 川鍋隆	平成29年4月1日	公益財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2-1	本業務は、理化学研究所の研究内容の紹介、成果の普及啓発及び科学技術に対する国民の意識向上を図り、科学技術の発展を目的とするもので、同様の目的で運営されている科学技術館における活動と一体的連携を図りつつ実施している。当該展示装置等は、同館における展示装置等も建物と一体として運営されることを前提として企画・整備されたものであることから、本業務を実施できるものは同館を所有し、運営管理を行っている同法人しかないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	59,987,000	-	0	公財	国認定	-	
横浜バイオ産業センター建物賃貸借契約(平成29年度) 一式	〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-7-22 横浜事業所 研究支援部長 岩田伸一	平成29年4月1日	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6	本件は、横浜地区の研究実施場所として、バイオ系の先端科学に特化した施設であり、横浜キャンパスの正面に位置することから研究活動の一体的な運用や他研究室との相互連携・融合が唯一可能な横浜バイオ産業センターの一部を平成21年7月より賃借を開始したもので、さらに一年間更新するため。(契約事務取扱細則第22条第1項第5号)	-	81,067,080	-	0	公財	都道府県認定	-	
建物賃貸借契約(借入)の継続について[先端医療センター研究棟2階・3階] 一式	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町2-2-3 神戸事業所 研究支援部長 佐藤 毅	平成29年4月1日	公益財団法人先端医療振興財団 兵庫県神戸市中央区港島南町2-2	本施設は、「器官発生研究」の研究実施場所として平成14年4月より借用しており、平成27年4月以降も「器官発生研究」の研究実施場所として継続的に使用する必要があるため。(契約事務取扱細則第22条第1項第5号)	-	49,930,056	-	0	公財	都道府県認定	-	
播磨地区大型放射光施設(Spring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)の共通基盤システム高性能化技術支援業務 一式	〒679-5148 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 播磨事業所 研究支援部長 星野 聡	平成29年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1-1	再度入札に付しても落札者がなかったため。(契約事務取扱細則第22条第3項)	-	33,480,000	-	2	公財	国認定	-	不落随契
播磨地区大型放射光施設(Spring-8)及びX線自由電子レーザー施設(SACLA)の共通基盤システム高性能化支援業務 一式	〒679-5148 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 播磨事業所 研究支援部長 星野 聡	平成29年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1-1	再度入札に付しても落札者がなかったため。(契約事務取扱細則第22条第3項)	-	129,600,000	-	2	公財	国認定	-	不落随契
播磨地区大型放射光施設(Spring-8)運営支援業務 一式	〒679-5148 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 播磨事業所 研究支援部長 星野 聡	平成29年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1-1	再度入札に付しても落札者がなかったため。(契約事務取扱細則第22条第3項)	-	1,976,400,000	-	2	公財	国認定	-	不落随契
網膜色素変性症パネル解析 一式	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町2-2-3 神戸事業所 研究支援部長 佐藤 毅	平成29年4月3日	公益財団法人かずさDNA研究所 千葉県木更津市かずさ鎌足2-6-7	本業務は当所と公益財団法人かずさDNA研究所(以下同研究所)で行ってきた共同研究の研究成果を利用した網膜色素変性症患者の遺伝子解析を依頼するものである。しかしながら、共同研究の研究成果は共同研究契約上、本研究の成果について契約終了後3年間の守秘義務を負う旨が定められており、同研究所以外への依頼は共同研究契約に違反することから、同研究所との随意契約でしか成し得ないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	2,160,000	-	0	公財	国認定	-	単価契約 (支出額:1,123,200円)
放射性廃棄物廃棄業務(単価契約) 一式	〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-7-22 横浜事業所 研究支援部長 岩田伸一	平成29年6月30日	公益社団法人日本アイトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本件は、横浜キャンパスの研究活動で生じた放射性廃棄物を関係法令に基づいた適切な廃棄を委託するものである。現在、国内で放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律第4条の2に基づく「廃棄の業」の許可を受け、当該業務を委託できる事業者は同者以外に本件を実施できる者がいないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	2,880,468	-	0	公社	国認定	-	単価契約 (支出額:3,094,956円)
放射性廃棄物廃棄業務 一式	〒351-0198 埼玉県和光市広沢2-1 和光事業所 経理部長 川鍋隆	平成29年8月1日	公益社団法人日本アイトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本業務は、和光地区における放射性廃棄物の廃棄を依頼するものである。現在放射性廃棄物を業として集荷・処理する許可を得ている機関は公益社団法人日本アイトープ協会のみであり、同協会以外に本業務を実施できる者がいないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	6,618,456	-	0	公社	国認定	-	単価契約 (支出額:6,137,596円)
放射性廃棄物集荷業務 一式	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町2-2-3 神戸事業所 研究支援部長 佐藤 毅	平成29年9月1日	公益社団法人日本アイトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本件は、神戸第一地区放射線管理区域内で発生した放射線廃棄物を法令に基づき廃棄(引渡処分)するものである。公益社団法人日本アイトープ協会は放射線障害防止法に基づき廃棄の業の許可を得ている日本で唯一の機関であり、同様に集荷を依頼する以外選択の余地がないため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1号)	-	3,160,835	-	0	公社	国認定	-	単価契約 (支出額:3,112,667円)

放射性廃棄物集荷一式	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-1-1 筑波事業所 研究支援部長 川嶋 一美	平成29年10月10日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	本業務は、筑波地区において保管している放射性廃棄物を引き渡すものである。放射性廃棄物の排気は、放射線障害防止法に基づく国の許可を有するが、現在放射性廃棄物を集荷集荷している機関は、公益社団法人日本アイソトープ協会のみであるため。(契約事務取扱細則第22条第1項第1、21号)	-	2,138,940	-	0	公社	国認定	-	単価契約 (支出額:3,115,368)
------------	---	-------------	--------------------------------------	---	---	-----------	---	---	----	-----	---	-------------------------

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。